道路愛護団体 (道路清掃ボランティア)を 募集しています

問管理課(有家庁舎) ☎73-6676

市ではより良い交通環境実現のために、道路愛護団 体(道路の清掃ボランティア団体)を募集しています。 これは、市民ボランティアと行政が相互に協力して 美しい潤いある道路環境づくりを推進するための制度 で、活動に必要と認める経費について、年間3万円を 限度として市が補助します(事前の登録が必要です)。

団体の設立要件

市民または市内勤務の人で構成する団体で、自治 会、小中高等学校、老人会、婦人会、NPO法人、 企業などのボランティア団体

●補償保険

市総合災害補償規程の対象です。

活動内容・回数など

市道(白転車歩行者専用道路を含む)の路肩、法 面、歩道および植樹帯の清掃除草、花の植栽活動 などを登録日から翌年3月までの間に3回以上、 実施していただく必要があります。

防災情報の 緊急メール通知サービス

間防災課(西有家庁舎) ☎73-6622

市民の皆さんの防災対策に役立 つ気象情報や雨量、水位などの防 災情報をメールで通知します。

サービス利用には、メールアド レスを登録する必要がありますの で、ぜひご登録をお願いします。

※防災無線の改修を行ったため、 現在登録をされている人も改め て登録していただく必要があり ます。



●登録方法

(1)上記QRコードを読み込み、空メールを送信 (2)返信されたメールに記載のURLにアクセスして 登録

(3)受信したいカテゴリー(地区)を選択

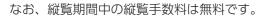
- ※通信環境などにより、メール受信に時間がかかる場 合があります。
- ※本通知サービスの配信内容は、変更する場合があり

固定資産税の土地・家屋の価格がご覧になれます

問税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

固定資産のうち、土地、家屋の評価は、国の定めた評価基準に基づいて 行われ、市町村長がその価格などを決定します。その後、決定した価格な どは固定資産課税台帳に登録されます。

固定資産税の納税者は、所有する土地や家屋の評価額が適正に評価され ているかを確認するために、当該固定資産以外の土地・家屋の評価額が記 載された縦覧帳簿をご覧いただけます。





●縦覧の期間

4月1日(月)~5月31日(金)

(土日祝日を除く)

時間…午前8時30分~午後5時15分

● 縦覧場所…各支所および税務課

縦覧できる人および必要書類

- ①当該固定資産(土地・家屋)の納税者
- ・納税者本人であることを確認できるもの(納税通知書、免許証など)
- ②納税者から委任を受けている人
- 委任状
- ・代理人本人であることを確認できるもの(代理人の免許証など)

タクシー券の申請はお済みですか

*省略文字説明/2:日時 閲:場所 図:内容 窟:定員 図:料金 図:対象者 図:応募締切 取:申込方法 問:申し込み・お問い合わせ

間福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

令和6年度分の南島原市高齢者、障害者等交通費助成券(タクシー券)の申請受付を

まだ申請がお済みでない人は、最寄りの支所で手続きをお願いします。

●対象者

自動車や原付バイクなどの 運転をしない、次のいずれか に該当する人

- ①75歳以上の人
- ②障がいをお持ちの人 (等級の要件があります)
- ③運転免許の自主返納をした人 ※自主返納者は1回に限り交付 します。
- 申請場所…各支所

申請に必要なもの・助成額

区分	申請に必要なもの	助成額
高齢者	身分証(マイナンバーカード、介護保険証など)	14,000円
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳のいずれか	14,000円
自主返納者	・身分証(マイナンバーカード、介護保険証など) ・運転免許の取消通知書 ※全ての運転免許の取消しを受けた人に限ります。	24,000円

※代理申請の場合は本人のものに加え、代理人の身分証も必要です。

※警察署で全ての運転免許の取消しを受けた当日から、各支所で申請手続きができるように なりました。



交通災害共済に加入しましょう

間防災課(西有家庁舎) ☎73-6622

市町村交通災害共済の加入申し込みの受付を行っています。 もしものときのため、家族そろって加入しましょう。

交通災害共済制度とは

加入者が交通事故にあわれた場合に災害見舞金を 受け取ることができる制度です。

●交通事故とは

国内で自動車、汽車、電車、原動機付自転車、自転 車(16インチ以上)、定期旅客船、旅客機などの接触、 衝突、転覆などによる事故です。

加入できる人は

市に住民登録または外国人登録している人。また、 就学のために一時転出している人も加入できます。

●共済掛金は

1人につき500円です。

※納められた掛金は、原則として返還しません。

●共済期間は

4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。 ※ただし、年度途中で申し込みをした人は、申込 日から令和7年3月31日までです。

● 加入申込方法は

「加入申込書兼納付書」に必要事項を記入し、掛金 を添えて各支所へ提出してください。 ※申込用紙は窓口に備えています。

• 注意事項

自殺・無免許運転・飲酒運転・故意または重大な 過失・天災などが原因で起きた事故の場合は、見 舞金の対象となりません。また、医師の指示に従 わなかった場合や不正・法令違反の場合は見舞金 の全部または一部が支払われません。

2024.4 広報 みなみしまばら